

災害時要援護者の避難対策に関する検討会

検討報告 骨子（案）

はじめに

1．避難所での支援

1 - 1 避難所における要援護者用窓口の設置

1 - 2 福祉避難所の設置・活用の促進

2．関係機関等との連携

2 - 1 災害時における福祉サービスの継続

2 - 2 保健師、看護師等の広域的な応援

2 - 3 避難支援関係者連絡会議（仮称）等を通じた緊密な連携
の構築

3．避難支援ガイドラインに沿った取組の更なる発展

3 - 1 関係機関等との情報伝達

3 - 2 要援護者情報の積極的な収集・共有

3 - 3 市町村を中心とした取組の更なる促進

おわりに

はじめに

1．避難所での支援

1 - 1 避難所における要援護者用窓口の設置

< 平常時 >

- ・ 市町村は、避難所の施設管理者、避難支援者等とともに、各避難所に要援護者班（仮称）を設け、要援護者支援の実施要領について確認しておくこと
- ・ 市町村、避難支援者等は、避難者全員に対する平等・公平性を重視するあまり、結果的に要援護者が不平等となることのないよう、避難所運営に関する地域住民の理解促進に努めること

< 災害時 >

- ・ 各避難所の要援護者班は、要援護者用窓口を速やかに設置し、要援護者からの相談に応じるとともに、要援護者への確実な情報伝達や物資の提供等を実施すること
- ・ 各避難所の要援護者班は、避難支援者等からの協力を得つつ、避難所内・外における要援護者の状況・要望（ニーズ）を把握すること
- ・ 各避難所の要援護者班は、避難所等における要援護者の状況等について市町村の災害時要援護者支援班との情報共有を図ること

1 - 2 福祉避難所の設置・活用の促進

< 平常時 >

- ・ 市町村、都道府県、国は、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者に対し、福祉避難所についての理解を深めておくこと
- ・ 市町村は、福祉避難所の設置・活用の促進に向け、施設管理者との連携や、施設利用方法の確認、生活相談職員等の確保を進めておくこと

- ・ 市町村、都道府県は、福祉避難所となり得る施設の情報を取りまとめて周知を図り、要援護者が避難所を選択できる状況となるように努めること
- ・ 避難支援プランの作成に際しては、要援護者本人も参加し、避難所、避難方法について確認しておくこと

<災害時>

- ・ 被災市町村は、施設管理者等と連携しつつ、速やかに福祉避難所を設置すること
- ・ 被災市町村は、要援護者の避難状況を把握し、必要に応じて福祉避難所の増設や生活相談職員等の確保に努めること

2 . 関係機関等との連携

2 - 1 災害時における福祉サービスの継続

<平常時>

- ・ 市町村は、災害時における高齢者、障害者等に対する福祉サービスの円滑な提供の重要性を明確に位置付けるとともに、必要な体制・要領を確立しておくこと
- ・ 市町村の福祉関係部局及び防災関係部局は、福祉サービス提供施設、福祉サービス提供者等の参加を得つつ、災害時の対応・連携に関する研修や実践的な訓練を実施・促進すること

<災害時>

- ・ 被災市町村の福祉関係部局及び防災関係部局は、多様な通信手段を活用しながら福祉サービス提供施設、福祉関係者等との間で速やかに連絡を取り、安否確認、受入可能な介護保険関係施設等の情報共有を図ること
- ・ 被災市町村の福祉関係部局は、福祉サービス提供施設、福祉サービス提供者等と連携しつつ、福祉サービスの円滑な提供を図ること

2 - 2 保健師、看護師等の広域的な応援

<平常時>

- ・ 市町村、都道府県、国は、保健師、看護師等の広域的な応援の派遣・受入に関する研修や実践的な訓練を実施・促進すること
- ・ 市町村、都道府県、国は、要援護者の避難対策に役立つ関係機関等との新たな連携関係の構築や、保健師、看護師等とボランティアとの間の連携に努めること。

< 災害時 >

- ・ 被災市町村は、避難所等における保健師、看護師等の広域的な支援のニーズを速やかに把握し、都道府県、国を通じて要請すること
- ・ 避難所に応援派遣された保健師、看護師等は、救護所とともに避難所の要援護者班とも緊密に連絡を取り、効率的かつ効果的な活動を行うこと

2 - 3 避難支援関係者連絡会議（仮称）等を通じた緊密な連携の

構築

< 平常時 >

- ・ 市町村の災害時要援護者支援班を中心に、避難支援関係者連絡会議（仮称）等の運営についての必要事項を関係者間で確認しておくこと

< 災害時 >

- ・ 市町村の災害時要援護者支援班は、速やかに避難支援関係者連絡会議を開催し、関係機関等は担当者を派遣し、関係機関等との情報共有等を図ること
- ・ 関係機関等がより緊密な連携を図る必要が生じた場合には、要援護者の支援センターのようなものを立ち上げることも検討すること

3 . 避難支援ガイドラインに沿った取組の更なる発展

3 - 1 関係機関等との情報伝達

< 平常時 >

- ・ 市町村の災害時要援護者支援班を中心に、関係機関等は、要援護者の支援担当を明確にし、災害時の連絡方法について確認しておくこと
- ・ 関係機関等から避難支援者、要援護者までの間の情報伝達方法について、関係者間で確認しておくこと

< 災害時 >

- ・ 被災市町村を含めた関係機関等、避難支援者、要援護者は、多様な通信手段を活用して通信を確保し、連絡をとること
- ・ 市町村の災害時要援護者支援班を中心に、関係機関等は、要援護者の支援担当の間で情報共有を図ること

3 - 2 要援護者情報の積極的な収集・共有

< 平常時 >

- ・ 関係機関等は、要援護者の避難対策の実施に必要な情報を積極的に収集・共有すること
- ・ 要援護者の避難対策のための情報収集・共有の必要性について、要援護者本人を始め、国民一般の理解を高めること
- ・ 共有情報方式の活用への取組について一層の促進を図ること

< 災害時 >

- ・ 関係機関等、避難支援者は、避難支援プラン等を活用して要援護者の避難対策を実施すること
- ・ 市町村の災害時要援護者支援班は、避難支援プランに基づき作成した要援護者リストと、ケアマネジャー等が実施可能な範囲内で把握した安否情報、避難所の避難者名簿等とを照らしつつ、要援護者の「抜け、漏れ、落ち」をフォローすること

3 - 3 市町村を中心とした取組の更なる促進

< 平常時 >

- ・ 国、都道府県は、先進的な取組事例の把握・収集に努め、様々な研修等の機会を活用しつつ、積極的に奨励し、市町村を中心とした取組の更なる促進を図ること
- ・ 市町村の災害時要援護者支援班等は、障害者団体と連携しつつ、避難対策に関する取組の促進を図ること
- ・ 要援護者は、避難支援プランの作成に積極的に参加するとともに、地域における活動や人と人とのつながりの促進に努めること
- ・ 雪害時の支援等にも避難支援プランの作成等を通じて形成された人と人のつながりの活用を図ること

おわりに